

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年11月10日(2016.11.10)

【公開番号】特開2015-72564(P2015-72564A)

【公開日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-025

【出願番号】特願2013-207420(P2013-207420)

【国際特許分類】

G 0 6 F	21/31	(2013.01)
G 0 6 F	3/12	(2006.01)
G 0 6 F	1/00	(2006.01)
B 4 1 J	29/38	(2006.01)
B 4 1 J	29/00	(2006.01)
H 0 4 N	1/00	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	21/20	1 3 1 A
G 0 6 F	3/12	K
G 0 6 F	1/00	3 7 0 E
B 4 1 J	29/38	Z
B 4 1 J	29/00	Z
H 0 4 N	1/00	C

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月21日(2016.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

設定情報に従って動作する情報処理装置であって、

第1のユーザ及び第2のユーザを認証する認証手段と、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第1の設定情報であって、前記認証手段による認証後に使用される第1の設定情報と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第2の設定情報であって、前記認証手段による認証後の前記第1の設定情報が使用された後に使用される第2の設定情報と、を格納する第1の記憶手段と、

前記第1の記憶手段とは異なる第2の記憶手段と、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザが前記認証手段によって認証される前に、前記第1のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報と前記第2のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報の両方を前記第1の記憶手段から取得して前記第2の記憶手段に格納し、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が前記認証手段によって認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第1の設定情報を前記第2の記憶手段から取得し、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が前記認証手段によって認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第2の設定情報を前記第1の記憶手段から取得して前記第2の記憶手段に格納する記憶制御手段と、を有することを特徴とする

情報処理装置。

【請求項 2】

前記第1の設定情報は、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれが前記前記認証手段によって認証された後に表示されるべき画面のために使用される設定情報であることを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

前記認証手段によって認証されたユーザに対応付けられた前記第1の設定情報に基づいて、前記画面を表示する表示手段を有することを特徴とする請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項 4】

前記記憶制御手段は、前記第1の記憶手段から取得した前記第2の設定情報を前記第2の記憶手段に格納することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記第2の設定情報は、前記情報処理装置によって提供される機能で使用される設定情報であり、

前記記憶制御手段は、前記認証手段によって認証されたユーザが前記機能を利用する場合に、当該ユーザに対応付けられた前記第2の設定情報を前記第2の記憶手段から取得することを特徴とする請求項4に記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記情報処理装置によって提供される複数の機能の順位を設定する第1の設定手段を有し、

前記第2の設定情報は、前記情報処理装置によって提供される前記複数の機能のそれぞれのために使用される設定情報であり、

前記記憶制御手段は、前記順位に従って、前記複数の機能のそれぞれに対応する前記第2の設定情報を前記第1の記憶手段から取得して、前記第2の記憶手段に格納することを特徴とする請求項4に記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記第2の設定情報は、前記情報処理装置によって提供される複数の機能のそれぞれのために使用される設定情報であり、

前記表示手段は、前記複数の機能のうちの一つに対応する画面を表示し、

前記記憶制御手段は、前記表示手段によって表示されるべき画面に対応する機能で使用される前記第2の設定情報を前記第1の記憶手段から取得して、前記第2の記憶手段に格納することを特徴とする請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記第2の設定情報を前記第2の記憶手段に格納しない条件を設定する第2の設定手段と、

前記記憶制御手段は、前記条件を満たす前記第2の設定情報を、前記第1の記憶手段から取得しないことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記認証手段によって認証されたユーザに対応付けられた前記第2の設定情報は、前記認証手段が次のユーザを認証するまで、前記第2の記憶手段に格納され、

前記情報処理装置はさらに、

次のユーザが前記認証手段によって認証された場合、当該次のユーザと前記認証手段によって前回に認証されたユーザとが同一であるかを判断する判断手段を有し、

前記記憶制御手段は、前記次のユーザと前記認証手段によって前回に認証されたユーザとが同一である場合、前記次のユーザに対応付けられた前記第2の設定情報を前記第1の記憶手段から取得しないことを特徴とする請求項1乃至8のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記第2の記憶手段のアクセス速度は前記第1の記憶手段のアクセス速度よりも速いことを特徴とする請求項1乃至9のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記第1の記憶手段はハードディスクであり、前記第2の記憶手段はRAMであることを特徴とする請求項1乃至10のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項12】

第1のユーザ及び第2のユーザを認証する認証手段と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第1の設定情報であって、前記認証手段による認証後に使用される第1の設定情報と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第2の設定情報であって、前記認証手段による認証後の前記第1の設定情報が使用された後に使用される第2の設定情報と、を格納する第1の記憶手段と、前記第1の記憶手段とは異なる第2の記憶手段と、を有する情報処理装置における情報処理方法であって、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザが認証される前に、前記第1のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報と前記第2のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報の両方を前記第1の記憶手段から取得する第1の取得ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証される前に、前記第1の取得ステップで取得された前記第1の設定情報を、前記第2の記憶装置に格納する第1の格納ステップと、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第1の設定情報を前記第2の記憶装置から取得する第2の取得ステップと、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第2の設定情報を前記第1の記憶装置から取得する第3の取得ステップと、

前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、前記第3の取得ステップで取得された前記第2の設定情報を前記第2の記憶手段に格納する第2の格納ステップと、

を有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項13】

コンピュータを、請求項1乃至11のいずれか1項に記載の情報処理装置として動作させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係る情報処理装置は、設定情報に従って動作する情報処理装置であって、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザを認証する認証手段と、第1のユーザ及び第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第1の設定情報であって、前記認証手段により認証後に使用される第1の設定情報と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第2の設定情報であって、前記認証手段により認証後の前記第1の設定情報が使用された後に使用される第2の設定情報と、を格納する第1の記憶手段と、前記第1の記憶手段とは異なる第2の記憶手段と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザが前記認証手段によって認証される前に、前記第1のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報と前記第2のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報の両方を前記第1の記憶手段から取得して前記第2の記憶手段に格納し、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が前記認証手段によって認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第1の設定情報を前記第2の記憶手段から取得し、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が前記認証手段によって認証されたあとに、認証されたユーザに対応付

けられた前記第2の設定情報を前記第1の記憶手段から取得して前記第2の記憶手段に格納する記憶制御手段と、を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明に係る情報処理方法は、第1のユーザ及び第2のユーザを認証する認証手段と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第1の設定情報であって、前記認証手段による認証後に使用される第1の設定情報と、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのそれぞれに対応付けられた第2の設定情報であって、前記認証手段による認証後の前記第1の設定情報が使用された後に使用される第2の設定情報と、を格納する第1の記憶手段と、前記第1の記憶手段とは異なる第2の記憶手段と、を有する情報処理装置における情報処理方法であって、第1のユーザ及び第2のユーザを認証する認証ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザが認証される前に、前記第1のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報と前記第2のユーザに対応付けられた前記第1の設定情報の両方を前記第1の記憶手段から取得する第1の取得ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証される前に、前記第1の取得ステップで取得された前記第1の設定情報を、前記第2の記憶装置に格納する第1の格納ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第1の設定情報を前記第2の記憶装置から取得する第2の取得ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、認証されたユーザに対応付けられた前記第2の設定情報を前記第1の記憶装置から取得する第3の取得ステップと、前記第1のユーザ及び前記第2のユーザのうちの一人が認証されたあとに、前記第3の取得ステップで取得された前記第2の設定情報を前記第2の記憶手段に格納する第2の格納ステップと、を有することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】